

令和2年新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模企業向け
三重県中小企業融資制度（県融資制度）一覧

現在、資金繰り支援のため利用可能な、主な県融資制度は次の通りです。

※ 据置期間の延長及び補助率の上乗せ（網掛部分）につきましては、新型コロナウイルスの影響を受ける場合に限り（3月18日適用開始）。

資金名	リフレッシュ資金	セーフティネット資金			
		保証4号	保証5号	危機関連保証	
融資対象	全業種 (指定なし)	県内全域の 全業種 (指定なし)	指定業種のみ 3/23 現在 508 業種 4/1 以降 587 業種	全業種 (指定なし)	
	売上高減少 前年比 1 か月実績 + 2 か月見込 3%以上	売上高減少 前年比 1 か月実績 + 2 か月見込 20%以上	(時限的な運用緩和) 売上高減少 前年比 1 か月実績 + 2 か月見込 5%以上	売上高減少 前年比 1 か月実績 + 2 か月見込 15%以上	
融資 限度額	5,000 万円 (中小企業等)	8,000 万円 (中小企業等) ※保証4号及び保証5号合算の金額		8,000 万円 (中小企業等)	
融資期間	7 年以内	10 年以内			
据置期間	現行なし ⇒ 2 年以内に延長	現行 1 年以内⇒ 2 年以内に延長			
利率	金融機関所定利率（金融機関が決定）				
保証枠	一般保証枠 最大 2.8 億円 (うち無担保分 8,000 万円)	一般保証枠とは 別枠の特別保証 (保証4号及び保証5号合算の金額) 最大 2.8 億円(うち無担保分 8,000 万円)		更に別枠の 特別保証 (危機関連保証) 最大 2.8 億円 (うち無担保分 8,000 万円)	
保証料率	事業者 負担	0.45%~1.50% ⇒ 0.25%~1.30%	0.60% ⇒ 0.20%	0.44% ⇒ 0.24%	0.50% ⇒ 0.20%
	県補助	0.40%⇒ 0.60% (0.20%上乗せ)	0.30%⇒ 0.70% (0.40%上乗せ)	0.24%⇒ 0.44% (0.20%上乗せ)	0.30%⇒ 0.60% (0.30%上乗せ)
保証割合	信用保証協会が 80%保証 (金融機関が 20% 責任共有)	信用保証協会が 100%保証	信用保証協会が 80%保証 (金融機関が 20% 責任共有)	信用保証協会が 100%保証	
市町長の 認定	不要	必要			
備考	・ 2/5 融資対象について改正	・ 指定期間 2/18~6/1	・ 4/1 からの業種指 定は 6/30 まで	・ 指定期間 2/1~R3/1/31	

* いずれの資金も、取扱金融機関は、県内に本支店等を持つ銀行、信用金庫等 30 金融機関です。ご利用の際には取扱金融機関へご相談ください。